

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う製品安全4法の届出受付等について

令和3年1月8日
関東経済産業局
消費経済課製品安全室

今般の緊急事態宣言の発出を踏まえ、製品安全4法（電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の届出受付等に関しては、下記のとおりとなりますので、お知らせします。

記

○届出・受領について

電子届出（保安ネット）及び郵送での提出に御協力ください。当室窓口への来訪による届出は極力控えていただけますようお願いいたします。インターネット上で、製品安全4法の各種届出（製造・輸入事業の開始届出、届出事項変更届出、事業廃止届出、登録商標表示届出）を行うことができる「保安ネット」の活用を推奨しております。

保安ネットに関する詳細は、以下のページを参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/02/20200217.html

なお、郵送による届出を行う場合については、特定記録又は簡易書留等、配達記録が残る形の発送に御協力をお願いいたします。

また、テレワーク等を実施しているため、通常よりも届出書類の処理に時間を要することがありますが、御了承ください。

【届出に際してのお願い】

郵送により提出いただいた書類に不備等がある場合は、後日電話等で確認の上、修正や追加書面の提出をお願いすることがありますので、十分御注意ください。修正や追加書面の提出がない場合、書類を受理することができません。

○問い合わせ・相談について

製品安全4法の届出受付等に関する問い合わせ・相談は、できる限り電話にて当室又は経済産業省製品安全課にお問い合わせください。やむを得ず、来局での問い合わせ・相談を希望される場合は、事前に当室まで電話にて御連絡ください（御希望に添えないこともございますが御了承ください）。

関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	048-600-0409
経済産業省 産業保安グループ 製品安全課	03-3501-4707

※電話対応時間：平日（行政機関の休日を除く）9時30分～17時（12時～13時を除く）

○お願い

当局全体でもテレワーク等を行っており、電話がつながりにくいことが想定されます。また、今後の状況変化によって対応方法の変更も想定されますので御了承ください。

以上